

労災特別介護援護事業
実施要項（案）の審議に当たっての議論のポイント

平成25年7月31日

- 1 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項
- 2 従来の実施状況に関する情報の開示

以上